



ホームページ運営ワーキンググループ細則

平成 29 年 8 月 9 日 第 1 回広報情報委員会承認

(目的・設置)

第 1 条 本細則は、広報情報委員会規程（0501）第 4 条に基づき設置されるホームページ運営ワーキンググループ（以下、「WG」という）の役割と実施について定めることを目的とする。

(任務)

第 2 条 WG は、第 1 条の目的を達成するために、次の各号に掲げる事項に関する協議・活動をおこなうことを任務とする。

- (1) ホームページの企画に関する事項
- (2) ホームページの運営・管理に関する事項
- (3) その他目的を達成するために必要な活動。

2 WG は、WG での審議経過、結果を広報情報委員会および会員サービス委員会に報告する。

(組織)

第 3 条 WG は、主査、および委員を持って組織する。

2 WG は必要に応じて委員複数名で構成するタスクチームを設置することができる。タスクチームには、主査の任命によるリーダーを置きその活動を総括させる。

(主査)

第 4 条 主査は、広報情報委員会委員長が任命する。

2 主査は、必要に応じて WG を招集し、活動を総括する。

(幹事)

第 5 条 幹事は、委員の中から主査が選任する。

2 幹事は主査と協力して WG の円滑な運営に努める。

(委員)

第 6 条 委員は、次にあげるものに広報情報委員会委員長が委嘱する。

- (1) 広報情報委員会および会員サービス委員会から各若干名
- (2) 広報情報委員会委員長が必要と認めたもの

(任期)

第 7 条 委員の任期は原則として 2 年とする。ただし、再任は妨げない。

(委員以外の者の出席)

第8条 WGが必要と認めたときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明または意見を聴くことができる。

(改定)

第9条 本細則の改定は、広報情報委員会が決定し、理事会に報告するものとする。

(その他)

第10条 本細則に定めるもののほか、WGの運営に関し必要な事項は、WGの定めるところによる。

附則

1 平成29年8月9日 第1回広報情報委員会制定，同日施行